

介護給付費単位数等サービスコード表

令和3年(2021年)4月施行 介護サービス、地域密着型サービス編

サービス 種類コード	サービス種類	頁
	令和3年度介護報酬改定の概要	3
介護サービス	11 訪問介護	4
	12 訪問入浴介護	8
	13 訪問看護	9
	14 訪問リハビリテーション	8
	31 居宅療養管理指導	10
	15 通所介護	11
	16 通所リハビリテーション	14
	21 短期入所生活介護	18
	22 短期入所療養介護	19
	17 福祉用具貸与	20
43 居宅介護支援	28	
地域密着型 サービス	71 夜間対応型訪問介護	20
	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	21
	78 地域密着型通所介護	22
	72 認知症対応型通所介護	24
	73 小規模多機能型居宅介護	26
	77 看護小規模多機能型居宅介護	27

介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは、
「介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス編」をご参照ください。

※次のサービスは、掲載していません。

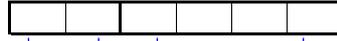
- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 62介護予防訪問入浴介護 | 63介護予防訪問看護 |
| 64介護予防訪問リハビリテーション | 34介護予防居宅療養管理指導 |
| 66介護予防通所リハビリテーション | 24介護予防短期入所生活介護 |
| 25介護予防短期入所療養介護 | 67介護予防福祉用具貸与 |
| 46介護予防支援 | 74介護予防認知症対応型通所介護 |
| 75介護予防小規模多機能型居宅介護 | |
| A2札幌市訪問型サービス | A6札幌市通所型サービス |
| 33特定施設入居者生活介護、 | 27特定施設入所者生活介護(短期利用)、 |
| 68小規模多機能型居宅介護(短期利用)、 | 32認知症対応型共同生活介護、 |
| 38認知症対応型共同生活介護(短期利用)、 | 36地域密着型特定施設入居者生活介護、 |
| 28地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)、 | 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 |
| 79看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)、 | 69介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)、 |
| 37介護予防認知症対応型共同生活介護、 | 39介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)、 |
| 35介護予防特定施設入居者生活介護、 | |
| 51介護福祉施設、 | |
| 52介護老人保健施設、 | |
| 55介護医療院 | |



一般社団法人

札幌市介護支援専門員連絡協議会

※ サービスコードの構成



←本資料では、サービス名の左にサービス種類コードを記載

※ 「介護給付費単位数等サービスコード表」は、介護給付費明細書及びサービス利用票等で記載するサービスコード及びサービス内容略称を規定したものです。

サービスコードは、サービス種類コードとサービス項目コードから構成される桁のコードです。

地域単価		札幌市：7級地
11 訪問介護 12 訪問入浴介護 13 訪問看護 43 居宅介護支援 71 夜間対応型訪問介護 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61 介護予防訪問介護 62 介護予防訪問入浴介護 63 介護予防訪問看護 46 介護予防支援	10.21 円
14 訪問リハビリテーション 16 通所リハビリテーション 21 短期入所生活介護 72 認知症対応型通所介護 73 小規模多機能型居宅介護 77 看護小規模多機能型居宅介護	64 介護予防訪問リハビリテーション 66 介護予防通所リハビリテーション 24 介護予防短期入所生活介護 74 介護予防認知症対応型通所介護 75 介護予防小規模多機能型居宅介護	10.17 円
15 通所介護 22 短期入所療養介護 78 地域密着型通所介護	65 介護予防通所介護 25 介護予防短期入所療養介護	10.14 円
17 福祉用具貸与 31 居宅療養管理指導	67 介護予防福祉用具貸与 34 介護予防居宅療養管理指導	10.00 円

		改正後（2019.10から）
区分支給 限度基準額	要支援1	5,032単位
	要支援2	10,531単位
	要介護1	16,765単位
	要介護2	19,705単位
	要介護3	27,048単位
	要介護4	30,938単位
	要介護5	36,217単位

本資料の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、<u>社会保障審議会介護給付費分科会 第199回（令和3年1月18日）</u>の資料およびWAMNET「<u>介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その5）（令和3年3月5日事務連絡）</u>」を基に作成したものです。 ・夜間、深夜、複数、定員超過、未整備の加算・減算の介護給付費単位数は、掲載を省略しています。 ・掲載している金額は、わかりやすくするために個々の単位に「算定上における端数処理について」の算定方法に準じて算出したものです。 ・赤字部分は、令和3年4月より変更・追加になった箇所。
------------	--

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末までの間)

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・災害への地域と連携した対応の強化
- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- ・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
- ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

- ・ガイドラインの取組推進
- ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

- ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

- ・訪問看護や訪問入浴の充実
- ・緊急時の宿泊対応の充実
- ・個室ユニットの定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公平中立性の確保

- ・事務の効率化による通減性の緩和
- ・医療機関との情報連携強化
- ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保

- ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
- ・リハビリテーションマネジメントの強化
- ・退院退所直後のリハの充実
- ・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進
- ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- ・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- ・施設での日中生活支援の評価
- ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着に資する取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- ・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和
- ・会議や多職種連携におけるICTの活用
- ・特養の併設の場合の兼務等の緩和
- ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

- ・署名・押印の見直し
- ・電磁的記録による保存等
- ・運営規程の提示の柔軟化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し
- ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- ・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し
- ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止
- ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

- ・月額報酬化（療養通所介護）
- ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基準費用額（食費）の見直し

- ・基本報酬の見直し

11 訪問介護

生活：生活援助
身体：身体介護

1単位単価
10.21円

特定事業所加算 なし	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
			7211	183	7311	225	-	
			生活援助2	187円	生活援助3	230円		
身体01	4845	167	4145	234	4169	301	4193	368
20分未満	身体介護01	171円	身体01生活1	239円	身体01生活2	308円	身体01生活3	376円
身体02	4551	167	4601	234	4646	301	4658	368
20分未満(頻回)	身体介護02	171円	身体02生活1	239円	身体02生活2	308円	身体02生活3	376円
身体1	1111	250	4111	317	4211	384	4311	451
30分未満	身体介護1	256円	身体1生活1	324円	身体1生活2	392円	身体1生活3	461円
身体2	1211	396	5111	463	5211	530	5311	597
1時間未満	身体介護2	405円	身体2生活1	473円	身体2生活2	542円	身体2生活3	610円
身体3	1311	579	6111	646	6123	713	6135	780
1時間30分未満	身体介護3	592円	身体3生活1	660円	身体3生活2	728円	身体3生活3	797円
身体4	1411	663	6211	730	6223	797	6235	864
2時間未満	身体介護4	677円	身体4生活1	746円	身体4生活2	814円	身体4生活3	883円
身体5	1511	747	6311	814	6323	881	6335	948
2時間30分未満	身体介護5	763円	身体5生活1	831円	身体5生活2	900円	身体5生活3	968円
身体6	1611	831	6411	898	6423	965	6435	1032
3時間未満	身体介護6	849円	身体6生活1	917円	身体6生活2	986円	身体6生活3	1,054円
身体7	1711	915	6511	982	6523	1049	6535	1116
3時間30分未満	身体介護7	935円	身体7生活1	1,003円	身体7生活2	1,071円	身体7生活3	1,140円
身体8	1811	999	6611	1066	6623	1133	6635	1200
4時間未満	身体介護8	1,020円	身体8生活1	1,089円	身体8生活2	1,157円	身体8生活3	1,226円
※青枠内(身体01生活1~身体02生活3)は、緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能								
項目コード	サービス内容略称					単位	金額	
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)								
8111	通院等乗降介助					99	101円	

特定事業所加算 20%加算	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
			8001	220	8013	270	-	
			生活2・I	225円	生活3・I	276円		
身体01	6836	200	4245	281	4257	361	4269	442
20分未満	身体01・I	205円	身01生1・I	287円	身01生2・I	369円	身01生3・I	452円
身体02	4563	200	4670	281	4676	361	4682	442
20分未満(頻回)	身体02・I	205円	身02生1・I	287円	身02生2・I	369円	身02生3・I	452円
身体1	2001	300	2013	380	2025	461	2037	541
30分未満	身体1・I	307円	身1生1・I	388円	身1生2・I	471円	身1生3・I	553円
身体2	2049	475	2061	556	2073	636	2085	716
1時間未満	身体2・I	485円	身2生1・I	568円	身2生2・I	650円	身2生3・I	731円
身体3	2097	695	2109	775	2121	856	2133	936
1時間30分未満	身体3・I	710円	身3生1・I	792円	身3生2・I	874円	身3生3・I	956円
身体4	2145	796	2157	876	2169	956	2181	1037
2時間未満	身体4・I	813円	身4生1・I	895円	身4生2・I	976円	身4生3・I	1,059円
身体5	2193	896	2205	977	2220	1057	2235	1138
2時間30分未満	身体5・I	915円	身5生1・I	998円	身5生2・I	1,080円	身5生3・I	1,162円
身体6	2247	997	2259	1078	2271	1158	2283	1238
3時間未満	身体6・I	1,018円	身6生1・I	1,101円	身6生2・I	1,183円	身6生3・I	1,264円
身体7	2295	1098	2307	1178	2325	1259	2337	1339
3時間30分未満	身体7・I	1,121円	身7生1・I	1,203円	身7生2・I	1,286円	身7生3・I	1,368円
身体8	2349	1199	2361	1279	2373	1360	2385	1440
4時間未満	身体8・I	1,225円	身8生1・I	1,306円	身8生2・I	1,389円	身8生3・I	1,471円
※青枠内(身01生1・I~身02生3・I)は、緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能								
項目コード	サービス内容略称					単位	金額	
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)								
8131	通院等乗降介助・I					119	122円	

11 訪問介護

生活：生活援助
身体：身体介護

1 単位単価
10.21円

特定事業所加算Ⅱ	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
			8025	201	8037	248	—	
			生活2・Ⅱ	206 円	生活3・Ⅱ	254 円		
10%加算	身体01 20分未満	8527 184 円	4345 257 円	4369 263 円	331 338 円	4393 338 円	405 414 円	
	身体02 20分未満(頻回)	4569 188 円	4688 257 円	4700 263 円	331 338 円	4745 338 円	405 414 円	
	身体 1 30分未満	2451 275 円	2463 349 円	2475 357 円	422 431 円	2487 431 円	496 507 円	
	身体 2 1時間未満	2499 436 円	2514 509 円	2529 520 円	583 596 円	2541 596 円	657 671 円	
	身体 3 1時間30分未満	2553 637 円	2565 711 円	2577 726 円	784 801 円	2589 801 円	858 876 円	
	身体 4 2時間未満	2601 729 円	2616 803 円	2631 820 円	877 896 円	2643 896 円	950 970 円	
	身体 5 2時間30分未満	2655 822 円	2667 895 円	2679 914 円	969 990 円	2691 990 円	1043 1,065 円	
	身体 6 3時間未満	2703 914 円	2718 988 円	2733 1,009 円	1062 1,085 円	2745 1,085 円	1135 1,159 円	
身体 7 3時間30分未満	2757 1,007 円	2769 1,080 円	2781 1,103 円	1154 1,179 円	2793 1,179 円	1228 1,254 円		
身体 8 4時間未満	2805 1,099 円	2820 1,173 円	2835 1,198 円	1246 1,273 円	2847 1,273 円	1320 1,348 円		
※青枠内(身01生1・Ⅱ~身02生3・Ⅱ)は、緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能								
項目コード	サービス内容略称				単位	金額		
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)								
8151	通院等乗降介助・Ⅱ					109	112 円	

特定事業所加算Ⅲ	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
			8049	201	8061	248	—	
			生活2・Ⅲ	206 円	生活3・Ⅲ	254 円		
10%加算	身体01 20分未満	9244 184 円	4445 257 円	4469 263 円	331 338 円	4493 338 円	405 414 円	
	身体02 20分未満(頻回)	4581 188 円	4757 257 円	4769 263 円	331 338 円	4781 338 円	405 414 円	
	身体 1 30分未満	2907 275 円	2925 349 円	2937 357 円	422 431 円	2949 431 円	496 507 円	
	身体 2 1時間未満	2961 436 円	2973 509 円	2985 520 円	583 596 円	2997 596 円	657 671 円	
	身体 3 1時間30分未満	3009 637 円	3021 711 円	3033 726 円	784 801 円	3045 801 円	858 876 円	
	身体 4 2時間未満	3057 729 円	3069 803 円	3081 820 円	877 896 円	3093 896 円	950 970 円	
	身体 5 2時間30分未満	3105 822 円	3117 895 円	3129 914 円	969 990 円	3141 990 円	1043 1,065 円	
	身体 6 3時間未満	3153 914 円	3165 988 円	3177 1,009 円	1062 1,085 円	3189 1,085 円	1135 1,159 円	
身体 7 3時間30分未満	3201 1,007 円	3216 1,080 円	3234 1,103 円	1154 1,179 円	3249 1,179 円	1228 1,254 円		
身体 8 4時間未満	3261 1,099 円	3273 1,173 円	3285 1,198 円	1246 1,273 円	3297 1,273 円	1320 1,348 円		
※青枠内(身01生1・Ⅲ~身02生3・Ⅲ)は、緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能								
項目コード	サービス内容略称				単位	金額		
通院等乗降介助(要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)								
8171	通院等乗降介助・Ⅲ					109	112 円	

11 訪問介護		生活：生活援助 身体：身体介護		1 単位単価 10.21 円			
項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)	
		7857 生活2・IV	192 196 円	7881 生活3・IV	236 241 円	—	
身体01 20分未満	5345 175 179 円	7010 身01生1・IV	246 252 円	7046 身01生2・IV	316 323 円	7082 身01生3・IV	386 395 円
身体02 20分未満(頻回)	5369 175 179 円	4793 身02生1・IV	246 252 円	4805 身02生2・IV	316 323 円	4825 身02生3・IV	386 395 円
身体1 30分未満	5393 263 269 円	5445 身1生1・IV	333 340 円	5469 身1生2・IV	403 412 円	5493 身1生3・IV	474 484 円
身体2 1時間未満	5545 416 425 円	5569 身2生1・IV	486 497 円	5593 身2生2・IV	557 569 円	5645 身2生3・IV	627 641 円
身体3 1時間30分未満	5669 608 621 円	5693 身3生1・IV	678 693 円	6451 身3生2・IV	749 765 円	6475 身3生3・IV	819 837 円
身体4 2時間未満	6499 696 711 円	6563 身4生1・IV	767 784 円	6587 身4生2・IV	837 855 円	6651 身4生3・IV	907 926 円
身体5 2時間30分未満	6675 784 801 円	6699 身5生1・IV	855 873 円	7257 身5生2・IV	925 945 円	7281 身5生3・IV	995 1,016 円
身体6 3時間未満	7305 873 892 円	7357 身6生1・IV	943 963 円	7381 身6生2・IV	1,013 1,035 円	7405 身6生3・IV	1,084 1,107 円
身体7 3時間30分未満	7457 961 982 円	7481 身7生1・IV	1,031 1,053 円	7505 身7生2・IV	1,101 1,125 円	7557 身7生3・IV	1,172 1,197 円
身体8 4時間未満	7581 1,049 1,071 円	7605 身8生1・IV	1,119 1,143 円	7657 身8生2・IV	1,190 1,215 円	7681 身8生3・IV	1,260 1,287 円
※青枠内(身01生1・IV~身02生3・IV)は、緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能							
項目コード	サービス内容略称			単位	金額		
7905	通院等乗降介助・IV			104	107 円		

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
6410	訪問介護特定事業所加算V	1回につき	所定単位数の 3%加算
6361	訪問介護共生型サービス居宅介護1	1月につき	所定単位数の 30%減算
6362	訪問介護共生型サービス居宅介護2		所定単位数の 7%減算
6363	訪問介護共生型サービス重度訪問介護		所定単位数の 7%減算
4114	訪問介護同一建物減算1		所定単位数の 10%減算
4115	訪問介護同一建物減算2	所定単位数の 15%減算	
4000	緊急時訪問介護加算	1回につき	100 103 円
4001	訪問介護初回加算		200 205 円
4003	訪問介護生活機能向上連携加算I	1月につき	100 103 円
4002	訪問介護生活機能向上連携加算II		200 205 円
4004	認知症専門ケア加算I	1日につき	3 3 円
4005	認知症専門ケア加算II		4 4 円
6275	訪問介護処遇改善加算I		所定単位数の 137/1000加算
6274	訪問介護処遇改善加算II		所定単位数の 100/1000加算
6271	訪問介護処遇改善加算III		所定単位数の 55/1000加算
6272	訪問介護処遇改善加算IV	令和4年3月31日まで 算定可能	1月につき 所定単位数の 55/1000 の90%加算
6273	訪問介護処遇改善加算V		所定単位数の 55/1000 の80%加算
6278	訪問介護特定処遇改善加算I		所定単位数の 63/1000加算
6279	訪問介護特定処遇改善加算II		所定単位数の 42/1000加算
8300	訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の 1/1000加算
※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※深夜の場合 ×50%加算 ※2人の介護員等の場合 ×200% ※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 ※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			

認知症専門ケア加算 算定要件

(訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 共通)

<認知症専門ケア加算(Ⅰ)> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

<認知症専門ケア加算(Ⅱ)> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) (Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

訪問介護における看取りへの対応の充実

看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、2時間ルール(2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること)を弾力化し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

<改定後>

例：それぞれ身体介護を25分提供

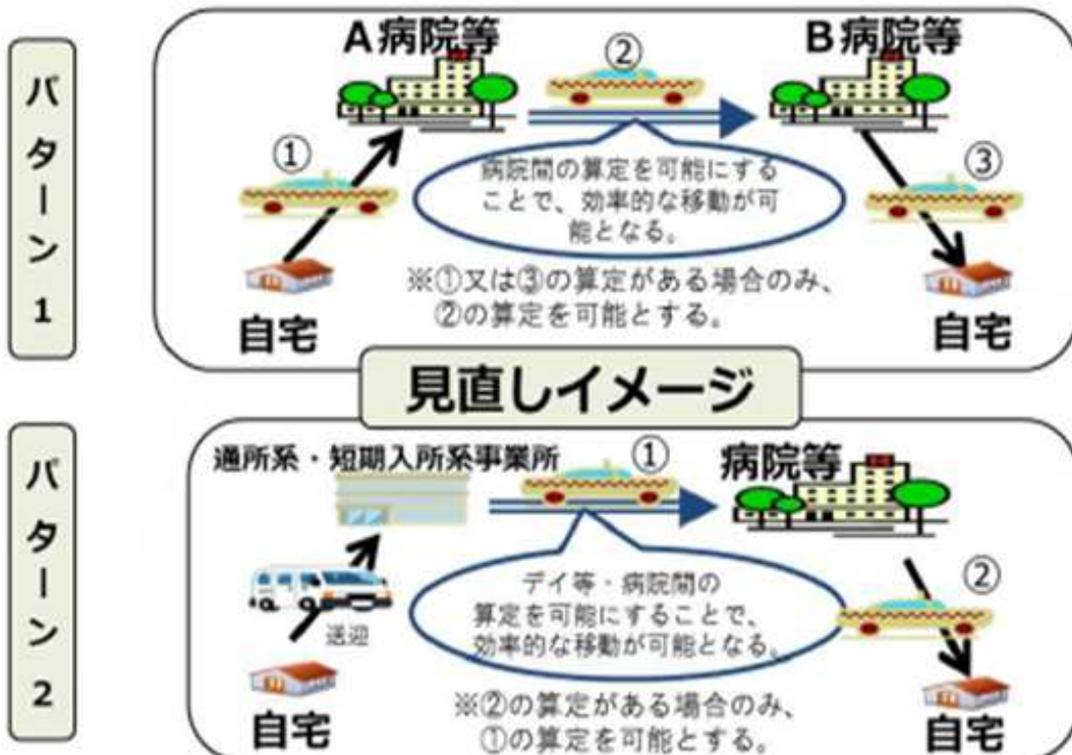
→合算せずにそれぞれ25分提供したものとして報酬を算定するため、250単位×2回=500単位を算定(250単位：特定事業所加算なしの場合の身体介護1の単位数)

※ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合を除く。

※ 頻回の訪問として、提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する際の例外あり。

通院等乗降介助の見直し

訪問介護の通院等乗降介助について、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等の移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする



13 訪問看護

1 単位単価
10.21円

	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	
訪問看護ステーション	1010	訪問看護Ⅰ 1	20分未満	313 ¥ 320	
	1111	訪問看護Ⅰ 2	30分未満	470 ¥ 480	
	1211	訪問看護Ⅰ 3	1時間未満	821 ¥ 839	
	1311	訪問看護Ⅰ 4	1.5時間未満	1,125 ¥ 1,149	
	1331	訪問看護Ⅰ 4・長	1.5時間以上	1,425 ¥ 1,455	
	1501	訪問看護Ⅰ 5	OT、PT、ST	293 ¥ 300	
	1521	訪問看護Ⅰ 5・2超	1日に2回を超えて実施する場合90/100 //	264 ¥ 270	
	3100	緊急時訪問看護加算1	(限度額外) 1月につき	574 ¥ 586	
	病院診療所	2010	訪問看護Ⅱ 1	20分未満	265 ¥ 271
2111		訪問看護Ⅱ 2	30分未満	398 ¥ 407	
2211		訪問看護Ⅱ 3	1時間未満	573 ¥ 585	
2311		訪問看護Ⅱ 4	1.5時間未満	842 ¥ 860	
2331		訪問看護Ⅱ 4・長	1.5時間以上	1,142 ¥ 1,166	
3200		緊急時訪問看護加算2	(限度額外) 1月につき	315 ¥ 322	
		3111	定期巡回訪看	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	1月につき
	3115	定期巡回訪看・介5			3,754 ¥ 3,833
加	4111	訪問看護同一建物減算1	所定単位数の 10%減算		
	4112	訪問看護同一建物減算2	所定単位数の 15%減算		
	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ	(限度額外) 1月につき	500 ¥ 511	
	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ	(限度額外)	250 ¥ 256	
	7000	訪問看護ターミナルケア加算	(限度額外) 死亡月	2,000 ¥ 2,042	
	4100	訪問看護特別指示減算	1日につき	-97 ¥ -99	
	4002	訪問看護初回加算	1月につき	300 ¥ 307	
	4003	訪問看護退院時共同指導加算	1回につき	600 ¥ 613	
	4004	訪問看護介護連携強化加算		250 ¥ 256	
	4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ		550 ¥ 562	
	4005	訪問看護体制強化加算Ⅱ	1月につき	200 ¥ 205	
	6103	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ	1回につき	6 ¥ 7	
	6101	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ	訪問看護、病院診療所	3 ¥ 3	
	6104	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ	1月につき	50 ¥ 51	
	6102	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ	定期巡回事業所と連携	25 ¥ 26	
	8300	訪問看護令和3年9月30日までの上乗せ分	所定単位数の 1/1000加算		
算	※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入				
	※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				
	※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				
	※准看護師の場合 ×90%				
	※2人以上による場合 30分未満 +254単位、30分以上 +402単位				
	※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※深夜の場合 ×50%加算				
※複数名加算：省略					
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)					
	3112	定期巡回訪看・日割	定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	1日につき	97 ¥ 100
	3116	定期巡回訪看・介5・日割			123 ¥ 126

退院当日の訪問看護

利用者のニーズに対応し在宅での療養環境を早期に整える観点から、退院・退所当日の訪問看護について、現行の特別管理加算の対象に該当する者に加えて、主治の医師が必要と認める場合は算定を可能とする。

31 居宅療養管理指導

(給付管理対象外)

1 単位単価
10.00円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額			
医師が行う場合 (月 2 回限度)						
1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ 1 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	514	¥	514		
1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ 2 単一建物居住者 2～9	486	¥	486		
1115	医師居宅療養管理指導Ⅰ 3 単一建物居住者 10～	445	¥	445		
在宅時医学総合管理料等を算定する場合						
1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ 1 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	298	¥	298		
1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ 2 単一建物居住者 2～9	286	¥	286		
1116	医師居宅療養管理指導Ⅱ 3 単一建物居住者 10～	259	¥	259		
歯科医師が行う場合 (月 2 回限度)						
2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	516	¥	516		
2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ 単一建物居住者 2～9	486	¥	486		
2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ 単一建物居住者 10～	440	¥	440		
薬剤師が行う場合【医療機関の薬剤師】 (月 2 回限度)						
1221	薬剤師居宅療養Ⅰ 1 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	565	¥	565		
1222	薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬 単一建物居住者 1 人に対して行う場合・特別な薬剤	665	¥	665		
1251	薬剤師居宅療養Ⅰ 2 単一建物居住者 2～9	416	¥	416		
1252	薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬 単一建物居住者 2～9・特別な薬剤	516	¥	516		
1244	薬剤師居宅療養Ⅰ 3 単一建物居住者 10～	379	¥	379		
1245	薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬 単一建物居住者 10～・特別な薬剤	479	¥	479		
薬剤師が行う場合【薬局の薬剤師】						
単一建物 居住者 1人	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1 がん末期・中心静脈栄養患者以外	月 4 回 限度	517	¥	517
	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月 4 回 限度	617	¥	617
	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月 8 回 限度	517	¥	517
	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月 8 回 限度	617	¥	617
単一建物 居住者 2～9人	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3 がん末期・中心静脈栄養患者以外	月 4 回 限度	378	¥	378
	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月 4 回 限度	478	¥	478
	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月 8 回 限度	378	¥	378
	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月 8 回 限度	478	¥	478
単一建物 居住者 10人～	1246	薬剤師居宅療養Ⅱ 5 がん末期・中心静脈栄養患者以外	月 4 回 限度	341	¥	341
	1247	薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	月 4 回 限度	441	¥	441
	1248	薬剤師居宅療養Ⅱ 6 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月 8 回 限度	341	¥	341
	1249	薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	月 8 回 限度	441	¥	441
	1257	薬剤師居宅療養Ⅱ 7 情報通信機器を用いて行う場合	月 1 回 限度	45	¥	45
管理栄養士が行う場合 (月 2 回限度) 当該指定居宅療養管理指導事業所						
1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ 1 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	544	¥	544		
1132	管理栄養士居宅療養Ⅰ 2 単一建物居住者 2～9	486	¥	486		
1133	管理栄養士居宅療養Ⅰ 3 単一建物居住者 10～	443	¥	443		
管理栄養士が行う場合 (月 2 回限度) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外						
1134	管理栄養士居宅療養Ⅱ 1 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	524	¥	524		
1135	管理栄養士居宅療養Ⅱ 2 単一建物居住者 2～9	466	¥	466		
1136	管理栄養士居宅療養Ⅱ 3 単一建物居住者 10～	423	¥	423		
歯科衛生士等が行う場合 (月 4 回限度)						
1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	361	¥	361		
1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ 単一建物居住者 2～9	325	¥	325		
1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ 単一建物居住者 10～	294	¥	294		
加算	8300 居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	1 月につき	所定単位数の	1 / 1 0 0 0 加算		

15 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 通常規模型通所介護							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
2141	通所介護Ⅰ 21・時減	270	¥ 274	2241	通所介護Ⅰ 1 1	368	¥ 374
2142	通所介護Ⅰ 22・時減	309	¥ 314	2242	通所介護Ⅰ 1 2	421	¥ 427
2143	通所介護Ⅰ 23・時減	350	¥ 355	2243	通所介護Ⅰ 1 3	477	¥ 484
2144	通所介護Ⅰ 24・時減	390	¥ 396	2244	通所介護Ⅰ 1 4	530	¥ 538
2145	通所介護Ⅰ 25・時減	430	¥ 436	2245	通所介護Ⅰ 1 5	585	¥ 594
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
2246	通所介護Ⅰ 2 1	386	¥ 392	2341	通所介護Ⅰ 3 1	567	¥ 575
2247	通所介護Ⅰ 2 2	442	¥ 449	2342	通所介護Ⅰ 3 2	670	¥ 680
2248	通所介護Ⅰ 2 3	500	¥ 507	2343	通所介護Ⅰ 3 3	773	¥ 784
2249	通所介護Ⅰ 2 4	557	¥ 565	2344	通所介護Ⅰ 3 4	876	¥ 889
2250	通所介護Ⅰ 2 5	614	¥ 623	2345	通所介護Ⅰ 3 5	979	¥ 993
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
2346	通所介護Ⅰ 4 1	581	¥ 590	2441	通所介護Ⅰ 5 1	655	¥ 665
2347	通所介護Ⅰ 4 2	686	¥ 696	2442	通所介護Ⅰ 5 2	773	¥ 784
2348	通所介護Ⅰ 4 3	792	¥ 803	2443	通所介護Ⅰ 5 3	896	¥ 909
2349	通所介護Ⅰ 4 4	897	¥ 910	2444	通所介護Ⅰ 5 4	1,018	¥ 1,033
2350	通所介護Ⅰ 4 5	1,003	¥ 1,017	2445	通所介護Ⅰ 5 5	1,142	¥ 1,158
8 時間以上 9 時間未満							
2446	通所介護Ⅰ 6 1	666	¥ 676				
2447	通所介護Ⅰ 6 2	787	¥ 798				
2448	通所介護Ⅰ 6 3	911	¥ 924				
2449	通所介護Ⅰ 6 4	1,036	¥ 1,051				
2450	通所介護Ⅰ 6 5	1,162	¥ 1,179				

□ 大規模型通所介護（Ⅰ）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所介護費の単位数を算入							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
3651	通所介護Ⅱ 21・時減	262	¥ 266	3656	通所介護Ⅱ 1 1	356	¥ 361
3652	通所介護Ⅱ 22・時減	300	¥ 304	3657	通所介護Ⅱ 1 2	407	¥ 413
3653	通所介護Ⅱ 23・時減	339	¥ 344	3658	通所介護Ⅱ 1 3	460	¥ 467
3654	通所介護Ⅱ 24・時減	377	¥ 382	3659	通所介護Ⅱ 1 4	511	¥ 519
3655	通所介護Ⅱ 25・時減	416	¥ 422	3660	通所介護Ⅱ 1 5	565	¥ 573
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
3801	通所介護Ⅱ 2 1	374	¥ 380	3661	通所介護Ⅱ 3 1	541	¥ 549
3802	通所介護Ⅱ 2 2	428	¥ 434	3662	通所介護Ⅱ 3 2	640	¥ 649
3803	通所介護Ⅱ 2 3	484	¥ 491	3663	通所介護Ⅱ 3 3	739	¥ 750
3804	通所介護Ⅱ 2 4	538	¥ 546	3664	通所介護Ⅱ 3 4	836	¥ 848
3805	通所介護Ⅱ 2 5	594	¥ 603	3665	通所介護Ⅱ 3 5	935	¥ 948
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
3806	通所介護Ⅱ 4 1	561	¥ 569	3666	通所介護Ⅱ 5 1	626	¥ 635
3807	通所介護Ⅱ 4 2	664	¥ 674	3667	通所介護Ⅱ 5 2	740	¥ 751
3808	通所介護Ⅱ 4 3	766	¥ 777	3668	通所介護Ⅱ 5 3	857	¥ 869
3809	通所介護Ⅱ 4 4	867	¥ 880	3669	通所介護Ⅱ 5 4	975	¥ 989
3810	通所介護Ⅱ 4 5	969	¥ 983	3670	通所介護Ⅱ 5 5	1,092	¥ 1,108
8 時間以上 9 時間未満							
3811	通所介護Ⅱ 6 1	644	¥ 653				
3812	通所介護Ⅱ 6 2	761	¥ 772				
3813	通所介護Ⅱ 6 3	881	¥ 894				
3814	通所介護Ⅱ 6 4	1,002	¥ 1,016				
3815	通所介護Ⅱ 6 5	1,122	¥ 1,138				

15 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
ハ 大規模型通所介護（Ⅱ）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所介護費の単位数を算入							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
3681	通所介護Ⅲ 21・時減	252	¥ 256	3686	通所介護Ⅲ 1 1	343	¥ 348
3682	通所介護Ⅲ 22・時減	288	¥ 293	3687	通所介護Ⅲ 1 2	393	¥ 399
3683	通所介護Ⅲ 23・時減	326	¥ 331	3688	通所介護Ⅲ 1 3	444	¥ 451
3684	通所介護Ⅲ 24・時減	363	¥ 368	3689	通所介護Ⅲ 1 4	493	¥ 500
3685	通所介護Ⅲ 25・時減	400	¥ 406	3690	通所介護Ⅲ 1 5	546	¥ 554
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
4801	通所介護Ⅲ 2 1	360	¥ 365	3691	通所介護Ⅲ 3 1	522	¥ 530
4802	通所介護Ⅲ 2 2	412	¥ 418	3692	通所介護Ⅲ 3 2	617	¥ 626
4803	通所介護Ⅲ 2 3	466	¥ 473	3693	通所介護Ⅲ 3 3	712	¥ 722
4804	通所介護Ⅲ 2 4	518	¥ 526	3694	通所介護Ⅲ 3 4	808	¥ 820
4805	通所介護Ⅲ 2 5	572	¥ 580	3695	通所介護Ⅲ 3 5	903	¥ 916
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
4806	通所介護Ⅲ 4 1	540	¥ 548	3696	通所介護Ⅲ 5 1	604	¥ 613
4807	通所介護Ⅲ 4 2	638	¥ 647	3697	通所介護Ⅲ 5 2	713	¥ 723
4808	通所介護Ⅲ 4 3	736	¥ 747	3698	通所介護Ⅲ 5 3	826	¥ 838
4809	通所介護Ⅲ 4 4	835	¥ 847	3699	通所介護Ⅲ 5 4	941	¥ 955
4810	通所介護Ⅲ 4 5	934	¥ 947	3700	通所介護Ⅲ 5 5	1,054	¥ 1,069
8 時間以上 9 時間未満							
4811	通所介護Ⅲ 6 1	620	¥ 629				
4812	通所介護Ⅲ 6 2	733	¥ 744				
4813	通所介護Ⅲ 6 3	848	¥ 860				
4814	通所介護Ⅲ 6 4	965	¥ 979				
4815	通所介護Ⅲ 6 5	1,081	¥ 1,097				

入浴介助加算 算定要件

（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 共通） 通所リハビリテーションも同様の改定

<入浴介助加算（Ⅰ）>

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

<入浴介助加算（Ⅱ）> 次のいずれにも適合すること。

- 次に掲げる基準に適合すること。
- 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴が行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- (3)の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算 算定要件（通所介護、地域密着型通所介護 共通）

<個別機能訓練加算Ⅰ> 次の掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「理学療法士等」）を1名以上配置していること。
- 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。
- 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護等の算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

15 通所介護

1 単位単価
10.14円

- <個別機能訓練加算Ⅰ 2> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 1(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。
 (2) 1(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 <個別機能訓練加算(Ⅱ)> 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 1(1)から(5)まで又は2(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
 (2) 利用者ごとに個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省の提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
6600	通所介護感染症等対応加算 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	1回につき 所定単位数の	3%加算
6601	通所介護延長サービス加算Ⅰ 9時間以上10時間未満の場合	50	¥ 51
6602	通所介護延長サービス加算Ⅱ 10時間以上11時間未満の場合	100	¥ 102
6603	通所介護延長サービス加算Ⅲ 11時間以上12時間未満の場合	1回につき 150	¥ 153
6604	通所介護延長サービス加算Ⅳ 12時間以上13時間未満の場合	200	¥ 203
6605	通所介護延長サービス加算Ⅴ 13時間以上14時間未満の場合	250	¥ 254
6350	通所介護生活相談員配置等加算	13	¥ 14
5301	通所介護入浴介助加算Ⅰ	1日につき 40	¥ 41
5303	通所介護入浴介助加算Ⅱ	55	¥ 56
5306	通所介護中重度者ケア体制加算	45	¥ 46
4001	通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ 3月に1回を限度	100	¥ 102
4002	通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ 1	1月につき 200	¥ 203
4003	通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ 2	100	¥ 102
5051	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ 1	1日につき 56	¥ 57
5053	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ 2	85	¥ 87
5052	通所介護個別機能訓練加算Ⅱ	20	¥ 21
6338	通所介護ADL維持等加算Ⅰ	1月につき 30	¥ 31
6339	通所介護ADL維持等加算Ⅱ	60	¥ 61
6340	通所介護ADL維持等加算Ⅲ R5.3.31まで算定可能	3	¥ 3
5305	通所介護認知症加算	1日につき 60	¥ 61
6109	通所介護若年性認知症受入加算	60	¥ 61
6116	通所介護栄養アセスメント加算	1月につき 50	¥ 51
5605	通所介護栄養改善加算	月2回限度 200	¥ 203
6202	通所介護口腔・栄養スクーリング加算Ⅰ	20	¥ 21
6350	通所介護口腔・栄養スクーリング加算Ⅱ Ⅰ、Ⅱとも6月に1回限度	1回につき 5	¥ 5
5606	通所介護口腔機能向上加算Ⅰ	月2回 150	¥ 153
5608	通所介護口腔機能向上加算Ⅱ 限度	160	¥ 163
6361	通所介護科学的介護推進体制加算	40	¥ 41
5611	通所介護同一建物減算 (限度額外)	1日につき -94	¥ -96
5612	通所介護送迎減算	片道につき -47	¥ -48
6099	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ	22	¥ 23
6101	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ (限度額外)	1月につき 18	¥ 19
6102	通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥ 6
6364	通所介護共生型サービス生活介護	所定単位数の	7%減算
6365	通所介護共生型サービス自立訓練	所定単位数の	5%減算
6366	通所介護共生型サービス児童発達支援	所定単位数の	10%減算
6367	通所介護共生型サービス放課後等デイ	所定単位数の	10%減算
6108	通所介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	59/1000加算
6107	通所介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	43/1000加算
6104	通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	23/1000加算
6105	通所介護処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで 算定可能	所定単位数の 23/1000 の90%加算
6106	通所介護処遇改善加算Ⅴ	算定可能	所定単位数の 23/1000 の80%加算
6111	通所介護特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	12/1000加算
6112	通所介護特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	10/1000加算
8300	通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の 1/1000加算

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 通常規模型通所リハビリテーション（病院又は診療所の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
1101	通所リハⅠ 1 1 1	366	¥ 373	1201	通所リハⅠ 1 2 1	380	¥ 387
1103	通所リハⅠ 1 1 2	395	¥ 402	1202	通所リハⅠ 1 2 2	436	¥ 444
1105	通所リハⅠ 1 1 3	426	¥ 434	1203	通所リハⅠ 1 2 3	494	¥ 503
1107	通所リハⅠ 1 1 4	455	¥ 463	1204	通所リハⅠ 1 2 4	551	¥ 561
1109	通所リハⅠ 1 1 5	487	¥ 496	1205	通所リハⅠ 1 2 5	608	¥ 619
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
1151	通所リハⅠ 1 3 1	483	¥ 492	1161	通所リハⅠ 1 4 1	549	¥ 559
1152	通所リハⅠ 1 3 2	561	¥ 571	1162	通所リハⅠ 1 4 2	637	¥ 648
1153	通所リハⅠ 1 3 3	638	¥ 649	1163	通所リハⅠ 1 4 3	725	¥ 738
1154	通所リハⅠ 1 3 4	738	¥ 751	1164	通所リハⅠ 1 4 4	838	¥ 853
1155	通所リハⅠ 1 3 5	836	¥ 851	1165	通所リハⅠ 1 4 5	950	¥ 967
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
1196	通所リハⅠ 1 5 1	618	¥ 629	1171	通所リハⅠ 1 6 1	710	¥ 722
1197	通所リハⅠ 1 5 2	733	¥ 746	1172	通所リハⅠ 1 6 2	844	¥ 859
1198	通所リハⅠ 1 5 3	846	¥ 861	1173	通所リハⅠ 1 6 3	974	¥ 991
1199	通所リハⅠ 1 5 4	980	¥ 997	1174	通所リハⅠ 1 6 4	1,129	¥ 1,149
1200	通所リハⅠ 1 5 5	1,112	¥ 1,131	1175	通所リハⅠ 1 6 5	1,281	¥ 1,303
7 時間以上 8 時間未満							
1206	通所リハⅠ 1 7 1	757	¥ 770				
1207	通所リハⅠ 1 7 2	897	¥ 913				
1208	通所リハⅠ 1 7 3	1,039	¥ 1,057				
1209	通所リハⅠ 1 7 4	1,206	¥ 1,227				
1210	通所リハⅠ 1 7 5	1,369	¥ 1,393				

イ 通常規模型通所リハビリテーション（介護老人保健施設の場合）							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3701	通所リハⅡ 2 1 1	366	¥ 373	3711	通所リハⅡ 2 2 1	380	¥ 387
3703	通所リハⅡ 2 1 2	395	¥ 402	3712	通所リハⅡ 2 2 2	436	¥ 444
3705	通所リハⅡ 2 1 3	426	¥ 434	3713	通所リハⅡ 2 2 3	494	¥ 503
3707	通所リハⅡ 2 1 4	455	¥ 463	3714	通所リハⅡ 2 2 4	551	¥ 561
3709	通所リハⅡ 2 1 5	487	¥ 496	3715	通所リハⅡ 2 2 5	608	¥ 619
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3716	通所リハⅡ 2 3 1	483	¥ 492	3721	通所リハⅡ 2 4 1	549	¥ 559
3717	通所リハⅡ 2 3 2	561	¥ 571	3722	通所リハⅡ 2 4 2	637	¥ 648
3718	通所リハⅡ 2 3 3	638	¥ 649	3723	通所リハⅡ 2 4 3	725	¥ 738
3719	通所リハⅡ 2 3 4	738	¥ 751	3724	通所リハⅡ 2 4 4	838	¥ 853
3720	通所リハⅡ 2 3 5	836	¥ 851	3725	通所リハⅡ 2 4 5	950	¥ 967
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3941	通所リハⅡ 2 5 1	618	¥ 629	3726	通所リハⅡ 2 6 1	710	¥ 722
3942	通所リハⅡ 2 5 2	733	¥ 746	3727	通所リハⅡ 2 6 2	844	¥ 859
3943	通所リハⅡ 2 5 3	846	¥ 861	3728	通所リハⅡ 2 6 3	974	¥ 991
3944	通所リハⅡ 2 5 4	980	¥ 997	3729	通所リハⅡ 2 6 4	1,126	¥ 1,146
3945	通所リハⅡ 2 5 5	1,112	¥ 1,131	3730	通所リハⅡ 2 6 5	1,281	¥ 1,303
7 時間以上 8 時間未満							
3946	通所リハⅡ 2 7 1	757	¥ 770				
3947	通所リハⅡ 2 7 2	897	¥ 913				
3948	通所リハⅡ 2 7 3	1,039	¥ 1,057				
3949	通所リハⅡ 2 7 4	1,206	¥ 1,227				
3950	通所リハⅡ 2 7 5	1,369	¥ 1,393				

イ 通常規模型通所リハビリテーション（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
□ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅰ）（病院又は診療所の場合）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所リハビリテーション費の単位数を算入							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
2101	通所リハⅡ 1 1 1	361	¥ 368	2201	通所リハⅡ 1 2 1	375	¥ 382
2103	通所リハⅡ 1 1 2	392	¥ 399	2202	通所リハⅡ 1 2 2	431	¥ 439
2105	通所リハⅡ 1 1 3	421	¥ 429	2203	通所リハⅡ 1 2 3	488	¥ 497
2107	通所リハⅡ 1 1 4	450	¥ 458	2204	通所リハⅡ 1 2 4	544	¥ 554
2109	通所リハⅡ 1 1 5	481	¥ 490	2205	通所リハⅡ 1 2 5	601	¥ 612
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
2151	通所リハⅡ 1 3 1	477	¥ 486	2161	通所リハⅡ 1 4 1	540	¥ 550
2152	通所リハⅡ 1 3 2	554	¥ 564	2162	通所リハⅡ 1 4 2	626	¥ 637
2153	通所リハⅡ 1 3 3	630	¥ 641	2163	通所リハⅡ 1 4 3	711	¥ 723
2154	通所リハⅡ 1 3 4	727	¥ 740	2164	通所リハⅡ 1 4 4	821	¥ 835
2155	通所リハⅡ 1 3 5	824	¥ 838	2165	通所リハⅡ 1 4 5	932	¥ 948
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
2196	通所リハⅡ 1 5 1	599	¥ 610	2171	通所リハⅡ 1 6 1	694	¥ 706
2197	通所リハⅡ 1 5 2	709	¥ 721	2172	通所リハⅡ 1 6 2	824	¥ 838
2198	通所リハⅡ 1 5 3	819	¥ 833	2173	通所リハⅡ 1 6 3	953	¥ 970
2199	通所リハⅡ 1 5 4	950	¥ 967	2174	通所リハⅡ 1 6 4	1,102	¥ 1,121
2200	通所リハⅡ 1 5 5	1,077	¥ 1,096	2175	通所リハⅡ 1 6 5	1,252	¥ 1,274
7 時間以上 8 時間未満							
2206	通所リハⅡ 1 7 1	734	¥ 747				
2207	通所リハⅡ 1 7 2	868	¥ 883				
2208	通所リハⅡ 1 7 3	1,006	¥ 1,024				
2209	通所リハⅡ 1 7 4	1,166	¥ 1,186				
2210	通所リハⅡ 1 7 5	1,325	¥ 1,348				

□ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅰ）（介護老人保健施設の場合）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所リハビリテーション費の単位数を算入							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3741	通所リハⅡ 2 1 1	361	¥ 368	3751	通所リハⅡ 2 2 1	375	¥ 382
3743	通所リハⅡ 2 1 2	392	¥ 399	3752	通所リハⅡ 2 2 2	431	¥ 439
3745	通所リハⅡ 2 1 3	421	¥ 429	3753	通所リハⅡ 2 2 3	488	¥ 497
3747	通所リハⅡ 2 1 4	450	¥ 458	3754	通所リハⅡ 2 2 4	544	¥ 554
3749	通所リハⅡ 2 1 5	481	¥ 490	3755	通所リハⅡ 2 2 5	601	¥ 612
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3756	通所リハⅡ 2 3 1	477	¥ 486	3761	通所リハⅡ 2 4 1	540	¥ 550
3757	通所リハⅡ 2 3 2	554	¥ 564	3762	通所リハⅡ 2 4 2	626	¥ 637
3758	通所リハⅡ 2 3 3	630	¥ 641	3763	通所リハⅡ 2 4 3	711	¥ 723
3759	通所リハⅡ 2 3 4	727	¥ 740	3764	通所リハⅡ 2 4 4	821	¥ 835
3760	通所リハⅡ 2 3 5	824	¥ 838	3765	通所リハⅡ 2 4 5	932	¥ 948
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3951	通所リハⅡ 2 5 1	599	¥ 610	3766	通所リハⅡ 2 6 1	694	¥ 706
3952	通所リハⅡ 2 5 2	709	¥ 721	3767	通所リハⅡ 2 6 2	824	¥ 838
3953	通所リハⅡ 2 5 3	819	¥ 833	3768	通所リハⅡ 2 6 3	953	¥ 970
3954	通所リハⅡ 2 5 4	950	¥ 967	3769	通所リハⅡ 2 6 4	1,102	¥ 1,121
3955	通所リハⅡ 2 5 5	1,077	¥ 1,096	3770	通所リハⅡ 2 6 5	1,252	¥ 1,274
7 時間以上 8 時間未満							
3956	通所リハⅡ 2 7 1	734	¥ 747				
3957	通所リハⅡ 2 7 2	868	¥ 883				
3958	通所リハⅡ 2 7 3	1,006	¥ 1,024				
3959	通所リハⅡ 2 7 4	1,166	¥ 1,186				
3960	通所リハⅡ 2 7 5	1,325	¥ 1,348				

□ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅰ）（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（病院又は診療所の場合）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所リハビリテーション費の単位数を算入							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3101	通所リハⅢ 1 1 1	353	¥ 359	3201	通所リハⅢ 1 2 1	368	¥ 375
3103	通所リハⅢ 1 1 2	384	¥ 391	3202	通所リハⅢ 1 2 2	423	¥ 431
3105	通所リハⅢ 1 1 3	411	¥ 418	3203	通所リハⅢ 1 2 3	477	¥ 486
3107	通所リハⅢ 1 1 4	441	¥ 449	3204	通所リハⅢ 1 2 4	531	¥ 540
3109	通所リハⅢ 1 1 5	469	¥ 477	3205	通所リハⅢ 1 2 5	586	¥ 596
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3151	通所リハⅢ 1 3 1	465	¥ 473	3161	通所リハⅢ 1 4 1	520	¥ 529
3152	通所リハⅢ 1 3 2	542	¥ 552	3162	通所リハⅢ 1 4 2	606	¥ 617
3153	通所リハⅢ 1 3 3	616	¥ 627	3163	通所リハⅢ 1 4 3	689	¥ 701
3154	通所リハⅢ 1 3 4	710	¥ 722	3164	通所リハⅢ 1 4 4	796	¥ 810
3155	通所リハⅢ 1 3 5	806	¥ 820	3165	通所リハⅢ 1 4 5	902	¥ 918
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3196	通所リハⅢ 1 5 1	579	¥ 589	3171	通所リハⅢ 1 6 1	670	¥ 682
3197	通所リハⅢ 1 5 2	687	¥ 699	3172	通所リハⅢ 1 6 2	797	¥ 811
3198	通所リハⅢ 1 5 3	793	¥ 807	3173	通所リハⅢ 1 6 3	919	¥ 935
3199	通所リハⅢ 1 5 4	919	¥ 935	3174	通所リハⅢ 1 6 4	1,066	¥ 1,085
3200	通所リハⅢ 1 5 5	1,043	¥ 1,061	3175	通所リハⅢ 1 6 5	1,211	¥ 1,232
7 時間以上 8 時間未満							
3206	通所リハⅢ 1 7 1	708	¥ 720				
3207	通所リハⅢ 1 7 2	841	¥ 856				
3208	通所リハⅢ 1 7 3	973	¥ 990				
3209	通所リハⅢ 1 7 4	1,129	¥ 1,149				
3210	通所リハⅢ 1 7 5	1,282	¥ 1,304				

ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（介護老人保健施設の場合）							
支給限度基準額の算定の際、通常規模型通所リハビリテーション費の単位数を算入							
1 時間以上 2 時間未満				2 時間以上 3 時間未満			
3781	通所リハⅢ 2 1 1	353	¥ 359	3791	通所リハⅢ 2 2 1	368	¥ 375
3783	通所リハⅢ 2 1 2	384	¥ 391	3792	通所リハⅢ 2 2 2	423	¥ 431
3785	通所リハⅢ 2 1 3	411	¥ 418	3793	通所リハⅢ 2 2 3	477	¥ 486
3787	通所リハⅢ 2 1 4	441	¥ 449	3794	通所リハⅢ 2 2 4	531	¥ 540
3789	通所リハⅢ 2 1 5	469	¥ 477	3795	通所リハⅢ 2 2 5	586	¥ 596
3 時間以上 4 時間未満				4 時間以上 5 時間未満			
3796	通所リハⅢ 2 3 1	465	¥ 473	3801	通所リハⅢ 2 4 1	520	¥ 529
3797	通所リハⅢ 2 3 2	542	¥ 552	3802	通所リハⅢ 2 4 2	606	¥ 617
3798	通所リハⅢ 2 3 3	616	¥ 627	3803	通所リハⅢ 2 4 3	689	¥ 701
3799	通所リハⅢ 2 3 4	710	¥ 722	3804	通所リハⅢ 2 4 4	796	¥ 810
3800	通所リハⅢ 2 3 5	806	¥ 820	3805	通所リハⅢ 2 4 5	902	¥ 918
5 時間以上 6 時間未満				6 時間以上 7 時間未満			
3961	通所リハⅢ 2 5 1	579	¥ 589	3806	通所リハⅢ 2 6 1	670	¥ 682
3962	通所リハⅢ 2 5 2	687	¥ 699	3807	通所リハⅢ 2 6 2	797	¥ 811
3963	通所リハⅢ 2 5 3	793	¥ 807	3808	通所リハⅢ 2 6 3	919	¥ 935
3964	通所リハⅢ 2 5 4	919	¥ 935	3809	通所リハⅢ 2 6 4	1,066	¥ 1,085
3965	通所リハⅢ 2 5 5	1,043	¥ 1,061	3810	通所リハⅢ 2 6 5	1,211	¥ 1,232
7 時間以上 8 時間未満							
3966	通所リハⅢ 2 7 1	708	¥ 720				
3967	通所リハⅢ 2 7 2	841	¥ 856				
3968	通所リハⅢ 2 7 3	973	¥ 990				
3969	通所リハⅢ 2 7 4	1,129	¥ 1,149				
3970	通所リハⅢ 2 7 5	1,282	¥ 1,304				

ハ 大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）（介護医療院の場合）							
～ 省略 ～							

16 通所リハビリテーション

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
6600	通所リハ感染症等対応加算 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	1回につき 所定単位数の	3%加算
6300	通所リハ生活行為向上リハ継続減算 生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算	1回につき 所定単位数の	15%加算
6143	通所リハ理学療法士等体制強化加算	1時間以上2時間未満	30 ¥ 31
6601	通所リハ延長サービス加算1 9時間以上10時間未満の場合		50 ¥ 51
6602	通所リハ延長サービス加算2 10時間以上11時間未満の場合		100 ¥ 102
6603	通所リハ延長サービス加算3 11時間以上12時間未満の場合	1回につき	150 ¥ 153
6604	通所リハ延長サービス加算4 12時間以上13時間未満の場合		200 ¥ 204
6605	通所リハ延長サービス加算5 13時間以上14時間未満の場合		250 ¥ 255
6144	通所リハ提供体制加算1	3時間以上4時間未満	12 ¥ 13
6145	通所リハ提供体制加算2	4時間以上5時間未満	16 ¥ 17
6146	通所リハ提供体制加算3	5時間以上6時間未満	20 ¥ 21
6147	通所リハ提供体制加算4	6時間以上7時間未満	24 ¥ 25
6148	通所リハ提供体制加算5	7時間以上	28 ¥ 29
5301	通所介護入浴介助加算Ⅰ	1日につき	40 ¥ 41
5303	通所介護入浴介助加算Ⅱ		60 ¥ 61
5608	通所リハマネジメント加算A11	6月以内	560 ¥ 570
5609	通所リハマネジメント加算A12	6月超	240 ¥ 244
5619	通所リハマネジメント加算A21	6月以内	593 ¥ 603
5620	通所リハマネジメント加算A22	6月超	273 ¥ 278
5615	通所リハマネジメント加算B11	6月以内	830 ¥ 845
5616	通所リハマネジメント加算B12	6月超	510 ¥ 519
5621	通所リハマネジメント加算B21	6月以内	863 ¥ 878
5622	通所リハマネジメント加算B22	6月超	543 ¥ 553
5613	通所リハ短期集中個別リハ加算	1日につき	110 ¥ 112
6253	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ	週2日限度	240 ¥ 244
6254	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅱ		1,920 ¥ 1,953
6255	通所リハ生活行為向上リハ旧加算1	1月につき	2,000 ¥ 2,034
6256	通所リハ生活行為向上リハ旧加算2		1,000 ¥ 1,017
6257	通所リハ生活行為向上リハ加算		1,250 ¥ 1,272
6109	通所リハ若年性認知症受入加算	1日につき	60 ¥ 61
6116	通所リハ栄養アセスメント加算	1月につき	50 ¥ 51
5605	通所リハ栄養改善加算	月2回限度	200 ¥ 204
6202	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	6月に1回限度：1回	20 ¥ 21
6201	通所リハ口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	6月に1回限度：1回	5 ¥ 5
5606	通所リハ口腔機能向上加算Ⅰ	月2回限度	150 ¥ 153
5626	通所リハ口腔機能向上加算Ⅱ		160 ¥ 163
5610	通所リハ重度療養管理加算	1日につき	100 ¥ 102
5614	通所リハ中重度者ケア体制加算		20 ¥ 21
6361	通所介護科学的介護推進体制加算		40 ¥ 41
5611	通所リハ同一建物減算	(限度額外) 1日につき	-94 ¥ -96
5612	通所リハ送迎減算	片道	-47 ¥ -48
6110	通所リハ移行支援加算		12 ¥ 13
6099	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ		22 ¥ 23
6100	通所リハサービス提供体制加算Ⅱ		18 ¥ 19
6102	通所リハサービス提供体制加算Ⅲ		6 ¥ 7
6107	通所リハ処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	47/1000加算
6106	通所リハ処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	34/1000加算
6103	通所リハ処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	19/1000加算
6104	通所リハ処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで 算定可能	所定単位数の 19/1000 の90%加算
6105	通所リハ処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 19/1000 の80%加算
6118	通所リハ特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 20/1000加算
6119	通所リハ特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 17/1000加算
8300	通所リハ令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の 1/1000加算

21 短期入所生活介護

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
イ 短期入所生活介護費							
(1) 単独型短期入所生活介護費							
単独型短期入所生活介護費(I) 従来型個室				単独型短期入所生活介護費(II) 多床室			
1111	単独短期生活Ⅰ 1	638	¥ 649	1115	単独短期生活Ⅱ 1	638	¥ 649
1121	単独短期生活Ⅰ 2	707	¥ 719	1125	単独短期生活Ⅱ 2	707	¥ 719
1131	単独短期生活Ⅰ 3	778	¥ 792	1135	単独短期生活Ⅱ 3	778	¥ 792
1141	単独短期生活Ⅰ 4	847	¥ 862	1145	単独短期生活Ⅱ 4	847	¥ 862
1151	単独短期生活Ⅰ 5	916	¥ 932	1155	単独短期生活Ⅱ 5	916	¥ 932
(2) 併設型短期入所生活介護費							
併設型短期入所生活介護費(I) 従来型個室				併設型短期入所生活介護費(II) 多床室			
2111	併設短期生活Ⅰ 1	596	¥ 607	2115	併設短期生活Ⅱ 1	596	¥ 607
2121	併設短期生活Ⅰ 2	665	¥ 677	2125	併設短期生活Ⅱ 2	665	¥ 677
2131	併設短期生活Ⅰ 3	737	¥ 750	2135	併設短期生活Ⅱ 3	737	¥ 750
2141	併設短期生活Ⅰ 4	806	¥ 820	2145	併設短期生活Ⅱ 4	806	¥ 820
2151	併設短期生活Ⅰ 5	874	¥ 889	2155	併設短期生活Ⅱ 5	874	¥ 889
ロ ユニット型短期入所生活介護費							
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費							
単独型ユニット型短期入所生活介護費(I) ユニット型個室				経過の単独型ユニット型短期入所生活介護費(II) ユニット個室の多床室			
1411	単コ短期生活 1	738	¥ 751	1415	単コ短期生活経 1	738	¥ 751
1421	単コ短期生活 2	806	¥ 820	1425	単コ短期生活経 2	806	¥ 820
1431	単コ短期生活 3	881	¥ 896	1435	単コ短期生活経 3	881	¥ 896
1441	単コ短期生活 4	949	¥ 966	1445	単コ短期生活経 4	949	¥ 966
1451	単コ短期生活 5	1,017	¥ 1,035	1455	単コ短期生活経 5	1,017	¥ 1,035
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費							
併設型ユニット型短期入所生活介護費(I) ユニット型個室				経過の併設型ユニット型短期入所生活介護費(II) ユニット個室の多床室			
2411	併コ短期生活 1	696	¥ 708	2415	併コ短期生活経 1	696	¥ 708
2421	併コ短期生活 2	764	¥ 777	2425	併コ短期生活経 2	764	¥ 777
2431	併コ短期生活 3	838	¥ 853	2435	併コ短期生活経 3	838	¥ 853
2441	併コ短期生活 4	908	¥ 924	2445	併コ短期生活経 4	908	¥ 924
2451	併コ短期生活 5	976	¥ 993	2455	併コ短期生活経 5	976	¥ 993
加	項目コード	サービス内容略称	単位	金額			
	6368	短期生活共生型サービス	1月につき	所定単位数の 8%減算			
	6350	短期生活相談員配置等加算	1日につき	13	¥	14	
	4001	短期生活機能向上連携加算Ⅰ	3月に1回を限度	100	¥	102	
	4002	短期生活機能向上連携加算Ⅱ 1	1月につき	200	¥	204	
	4003	短期生活機能向上連携加算Ⅱ 2	1月につき	100	¥	102	
	6004	短期生活機能訓練体制加算		12	¥	13	
	6005	短期生活個別機能訓練加算		56	¥	57	
	6113	短期生活看護体制加算Ⅰ		4	¥	4	
	6115	短期生活看護体制加算Ⅱ		8	¥	9	
	6135	短期生活看護体制加算Ⅲ 1	利用定員29人以下	12	¥	13	
	6136	短期生活看護体制加算Ⅲ 2	利用定員30人以上50人以下	6	¥	7	
	6137	短期生活看護体制加算Ⅳ 1	利用定員29人以下	23	¥	24	
	6138	短期生活看護体制加算Ⅳ 2	利用定員30人以上50人以下	13	¥	14	
	6116	短期生活医療連携強化加算		58	¥	59	
	6117	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	イを算定する場合	13	¥	14	
	6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	ロを算定する場合	18	¥	19	
	6123	短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ		15	¥	16	
	6125	短期生活夜勤職員配置加算Ⅳ		20	¥	21	
	6121	短期生活認知症緊急対応加算	7日間限度	200	¥	204	
	6109	短期生活若年性認知症受入加算		120	¥	122	
	9200	短期入所生活介護送迎加算	片道	184	¥	188	
	6282	短生緊急短期入所受入加算	7日間限度(やむを得ない事情がある場合は14日)	90	¥	92	
	6283	短期生活長期利用者提供減算	1日につき	-30	¥	-31	
	6275	短期生活療養食加算	1日につき3回を限度	8	¥	9	
	6277	短期生活在宅中重度者受入加算 1	看護体制加算Ⅰを算定している場合	421	¥	429	
	6278	短期生活在宅中重度者受入加算 2	看護体制加算Ⅱを算定している場合	417	¥	424	
	6279	短期生活在宅中重度者受入加算 3	看護体制加算Ⅰ、Ⅱを算定している場合	413	¥	420	
	6280	短期生活在宅中重度者受入加算 4	看護体制加算を算定していない場合	425	¥	433	
	6133	短期生活認知症専門ケア加算Ⅰ		3	¥	3	
	6134	短期生活認知症専門ケア加算Ⅱ		4	¥	4	
	6099	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ		22	¥	23	
	6100	短期生活サービス提供体制加算Ⅱ		18	¥	19	
	6103	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥	7	
	6108	短期生活処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の	83/1000	加算	
6107	短期生活処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	60/1000	加算		
6104	短期生活処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の	33/1000	加算		
6105	短期生活処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで	所定単位数の	33/1000	の90%加算		
6106	短期生活処遇改善加算Ⅴ	算定可能	所定単位数の	33/1000	の80%加算		
6111	短期生活特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の	27/1000	加算		
6112	短期生活特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	23/1000	加算		
8300	短期生活令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の	1/1000	加算		

算

22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1 介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) 老健短期入所療養介護費（Ⅰ）							
a 老健短期入所療養介護費（ⅰ）〈従来型個室〉【基本型】				b 老健短期入所療養介護費（ⅱ）〈従来型個室〉【在宅強化型】			
1111	老短Ⅰⅰ1	752	¥ 763	1601	老短Ⅰⅱ1	794	¥ 806
1121	老短Ⅰⅰ2	799	¥ 811	1603	老短Ⅰⅱ2	867	¥ 880
1131	老短Ⅰⅰ3	861	¥ 873	1605	老短Ⅰⅱ3	930	¥ 943
1141	老短Ⅰⅰ4	914	¥ 927	1607	老短Ⅰⅱ4	988	¥ 1,002
1151	老短Ⅰⅰ5	966	¥ 980	1609	老短Ⅰⅱ5	1,044	¥ 1,059
c 老健短期入所療養介護費（ⅲ）〈多床室〉【基本型】				d 老健短期入所療養介護費（ⅳ）〈多床室〉【在宅強化型】			
1311	老短Ⅰⅲ1	827	¥ 839	1611	老短Ⅰⅳ1	875	¥ 888
1321	老短Ⅰⅲ2	876	¥ 889	1613	老短Ⅰⅳ2	951	¥ 965
1331	老短Ⅰⅲ3	939	¥ 953	1615	老短Ⅰⅳ3	1,014	¥ 1,029
1341	老短Ⅰⅲ4	991	¥ 1,005	1617	老短Ⅰⅳ4	1,071	¥ 1,086
1351	老短Ⅰⅲ5	1,045	¥ 1,060	1619	老短Ⅰⅳ5	1,129	¥ 1,145
(2) 老健短期入所療養介護費（Ⅱ）〈療養型老健・看護職配置〉 ~省略~							
(3) 老健短期入所療養介護費（Ⅲ）〈療養型老健・看護オンコール体制〉 ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（Ⅳ）〈特別介護老人保健施設短期入所療養介護費〉 ~省略~							
2 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) ユニット型老健短期入所療養介護費（Ⅰ）							
a ユニット型老健短期入所（ⅰ）〈ユニット個室〉【基本型】				b ユニット型老健短期入所（ⅱ）〈ユニット個室〉【在宅強化型】			
1411	コ老短Ⅰⅰ1	833	¥ 845	1621	コ老短Ⅰⅱ1	879	¥ 892
1421	コ老短Ⅰⅰ2	879	¥ 892	1623	コ老短Ⅰⅱ2	955	¥ 969
1431	コ老短Ⅰⅰ3	943	¥ 957	1625	コ老短Ⅰⅱ3	1,018	¥ 1,033
1441	コ老短Ⅰⅰ4	997	¥ 1,011	1627	コ老短Ⅰⅱ4	1,075	¥ 1,090
1451	コ老短Ⅰⅰ5	1,049	¥ 1,064	1629	コ老短Ⅰⅱ5	1,133	¥ 1,149
c 経過的ユニット型老健短期入所（ⅰ）〈ユニット準個室〉【基本型】				d 経過的ユニット型老健短期入所（ⅱ）〈ユニット個室の多床室〉【在宅強化型】			
1511	コ老短Ⅰ経ⅰ1	833	¥ 845	1631	コ老短Ⅰ経ⅱ1	879	¥ 892
1521	コ老短Ⅰ経ⅰ2	879	¥ 892	1633	コ老短Ⅰ経ⅱ2	955	¥ 969
1531	コ老短Ⅰ経ⅰ3	943	¥ 957	1635	コ老短Ⅰ経ⅱ3	1,018	¥ 1,033
1541	コ老短Ⅰ経ⅰ4	997	¥ 1,011	1637	コ老短Ⅰ経ⅱ4	1,075	¥ 1,090
1551	コ老短Ⅰ経ⅰ5	1,049	¥ 1,064	1639	コ老短Ⅰ経ⅱ5	1,133	¥ 1,149
(2) ユニット型老健短期入所（Ⅱ）〈療養型老健・看護職配置〉 ~省略~							
(3) ユニット型老健短期入所療養介護費（Ⅲ）〈療養型老健・看護オンコール体制〉 ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（Ⅳ）〈特別介護老人保健施設短期入所療養介護費〉 ~省略~							
3 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りのショート）							
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1561	特定老短1	3時間以上4時間未満	650	¥	660		
1571	特定老短2	4時間以上6時間未満	908	¥	921		
1581	特定老短3	6時間以上8時間未満	1,269	¥	1,287		
加	6117	老短夜勤職員配置加算	24	¥	25		
	6111	老短個別リハビリ加算	240	¥	244		
	6254	老短認知症ケア加算	76	¥	77		
	6121	老短認知症緊急対応加算	200	¥	203		
	6277	老短緊急短期入所受入加算	7日間限度	90	¥	92	
	6109	老短若年性認知症受入加算1	120	¥	122		
	6110	老短若年性認知症受入加算2	60	¥	61		
	6278	老短重度療養管理加算1	120	¥	122		
	6279	老短重度療養管理加算2	要介護4,5に限る	60	¥	61	
	6280	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	3	¥	3		
	6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	4	¥	4		
	1920	老短送迎加算	片道	184	¥	187	
	6601	老短療養体制維持特別加算Ⅰ	27	¥	28		
	6602	老短療養体制維持特別加算Ⅱ	57	¥	58		
	6001	老短総合医学管理加算	7日を限度、1日につき	275	¥	279	
算	6275	老短療養食加算	1日につき3回を限度	8	¥	9	
	6133	老短認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3	¥	3	
	6134	老短認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4	¥	4	
	9000	老短緊急時治療管理1	療養型老健以外の場合、月3日程度	518	¥	526	
	6000	老短緊急時治療管理2	療養型老健の場合、月3日程度	518	¥	526	
	6099	老短サービス提供体制加算Ⅰ	22	¥	23		
	6100	老短サービス提供体制加算Ⅱ	18	¥	19		
	6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥	6		
	6108	老短処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	39/1000	加算		
	6107	老短処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	29/1000	加算		
	6104	老短処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	16/1000	加算		
	6105	老短処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで 算定可能	所定単位数の	16/1000	の90%加算	
	6106	老短処遇改善加算Ⅴ	算定可能	所定単位数の	16/1000	の80%加算	
	6112	老短特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	21/1000	加算		
	6113	老短特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	17/1000	加算		
8300	老短令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の	1/1000	加算		
※ その他の減算 ~省略~							
療養病床を有する病院における短期入所療養介護、診療所における短期入所療養介護							
老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護、介護医療院における短期入所療養介護							

17 福祉用具貸与				1 単位単価 10.00円	
項目コード	サービス内容略称	項目コード	サービス内容略称		
1001	車いす貸与	×	1008 スロープ貸与	X: 要支援1、 要支援2、 要介護1 の場合は 保険給付 対象外	
1002	車いす付属品貸与	×	1009 歩行器貸与		
1003	特殊寝台貸与	×	1010 歩行補助つえ貸与		
1004	特殊寝台付属品貸与	×	1011 徘徊感知機器貸与		×
1005	床ずれ防止用具貸与	×	1012 移動用リフト貸与		×
1006	体位変換器貸与	×	1013 自動排泄処理装置貸与		×
1007	手すり貸与				

【例外となる範囲】

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
ア 車いす及び車いす付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者 (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 (ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者 (2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない	基本調査 3-1：「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または3-2～3-7のいずれか。「2.できない」または3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外。 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト ※(1)(2)(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者 (2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3.できない」 基本調査2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」 (ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)

71 夜間対応型訪問介護

1 単位単価
10.21円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）			
1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	1月	1,025 ¥ 1,047
1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回		386 ¥ 395
1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ	1回	588 ¥ 601
1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		792 ¥ 809
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）			
2111	夜間訪問介護Ⅱ	1月	2,800 ¥ 2,859
加 6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	1月	610 ¥ 623
4111	夜間訪問同一建物減算1	所定単位数の 10%減算	
4112	夜間訪問同一建物減算2	所定単位数の 15%減算	
6133	夜間訪問認知症専門ケア加算Ⅰ1	イを算定する場合 1日	3 ¥ 3
6134	夜間訪問認知症専門ケア加算Ⅰ2		4 ¥ 4
6135	夜間訪問認知症専門ケア加算Ⅱ1	ロを算定する場合 1月	90 ¥ 92
6137	夜間訪問認知症専門ケア加算Ⅱ2		120 ¥ 123
6112	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ1		22 ¥ 23
6113	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ2	イを算定する場合 1回	18 ¥ 19
6114	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ3		6 ¥ 7
6115	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ1		154 ¥ 158
6116	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ2	ロを算定する場合 1月	126 ¥ 129
6117	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ3		42 ¥ 43
6111	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 137/1000加算	
6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 100/1000加算	
6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 55/1000加算	
6105	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで 所定単位数の 55/1000 の90%加算	
6107	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ	算定可能 所定単位数の 55/1000 の80%加算	
6118	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 63/1000加算	
6119	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000加算	
8300	老短令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の 1/1000加算
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）			
1112	夜間訪問介護費Ⅰ基本・日割	1日	34 ¥ 35
2112	夜間訪問介護費Ⅱ・日割		92 ¥ 94

76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1 単位単価
10.21円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)【一体型】							
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合			
1111	定期巡回随時Ⅰ 11	5,697	¥ 5,817	1211	定期巡回随時Ⅰ 21	8,312	¥ 8,487
1121	定期巡回随時Ⅰ 12	10,168	¥ 10,382	1221	定期巡回随時Ⅰ 22	12,985	¥ 13,258
1131	定期巡回随時Ⅰ 13	16,883	¥ 17,238	1231	定期巡回随時Ⅰ 23	19,821	¥ 20,238
1141	定期巡回随時Ⅰ 14	21,357	¥ 21,806	1241	定期巡回随時Ⅰ 24	24,434	¥ 24,948
1151	定期巡回随時Ⅰ 15	25,829	¥ 26,372	1251	定期巡回随時Ⅰ 25	29,601	¥ 30,223
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)【連携型】							
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合 准看護師の場合(×98%)			
2111	定期巡回随時Ⅱ 1	5,697	¥ 5,817	1213	定期巡回随時Ⅰ 21・准看	8,146	¥ 8,317
2121	定期巡回随時Ⅱ 2	10,168	¥ 10,382	1223	定期巡回随時Ⅰ 22・准看	12,725	¥ 12,993
2131	定期巡回随時Ⅱ 3	16,883	¥ 17,238	1233	定期巡回随時Ⅰ 23・准看	19,425	¥ 19,833
2141	定期巡回随時Ⅱ 4	21,357	¥ 21,806	1243	定期巡回随時Ⅰ 24・准看	23,945	¥ 24,449
2151	定期巡回随時Ⅱ 5	25,829	¥ 26,372	1253	定期巡回随時Ⅰ 25・准看	29,009	¥ 29,619
減算							
イ(1)又はロを算定する場合				イ(2)を算定する場合			
4101	定期巡回通所利用減算1 1	-62	¥ -64	4106	定期巡回通所利用減算2 1	-91	¥ -93
4102	定期巡回通所利用減算1 2	-111	¥ -114	4107	定期巡回通所利用減算2 2	-141	¥ -144
4103	定期巡回通所利用減算1 3	-184	¥ -188	4108	定期巡回通所利用減算2 3	-216	¥ -221
4104	定期巡回通所利用減算1 4	-233	¥ -238	4109	定期巡回通所利用減算2 4	-266	¥ -272
4105	定期巡回通所利用減算1 5	-281	¥ -287	4110	定期巡回通所利用減算2 5	-322	¥ -329
加	算	項目コード	サービス内容略称		単位/月	金額	
	4111	定期巡回同一建物減算1	同一敷地内建物	(限度額外)	-600	¥	-613
	4113	定期巡回同一建物減算2	同一敷地内建物50人以上	(限度額外)	-900	¥	-919
	3100	定期巡回緊急時訪問看護加算		(限度額外)	315	¥	322
	4000	定期巡回特別管理加算Ⅰ		(限度額外)	500	¥	511
	4001	定期巡回特別管理加算Ⅱ		(限度額外)	250	¥	256
	6100	定期巡回ターミナルケア加算		(限度額外) 死亡月	2,000	¥	2,042
	4002	定期巡回初期加算		30日まで	30	¥	31
	4003	定期巡回退院時共同指導加算			600	¥	613
	4010	定期巡回総合マネジメント体制加算		(限度額外)	1,000	¥	1,021
	4012	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅰ			100	¥	103
	4013	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅱ			200	¥	205
	6133	定期巡回認知症専門ケア加算Ⅰ			90	¥	92
	6134	定期巡回認知症専門ケア加算Ⅱ			120	¥	123
	6099	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ			750	¥	766
	6111	定期巡回サービス提供体制加算Ⅱ			640	¥	654
	6103	定期巡回サービス提供体制加算Ⅲ			350	¥	358
	6114	定期巡回処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 137/1000加算		
	6112	定期巡回処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 100/1000加算		
	6104	定期巡回処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の 55/1000加算		
6106	定期巡回処遇改善加算Ⅳ		令和4年3月31日まで	所定単位数の 55/1000 の90%加算			
6108	定期巡回処遇改善加算Ⅴ		算定可能	所定単位数の 55/1000 の80%加算			
6118	定期巡回特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 63/1000加算			
6119	定期巡回特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 42/1000加算			
8300	定期巡回令和3年9月30日までの上乗せ分			1月につき 所定単位数の 1/1000加算			
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)【一体型】							
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合			
1112	定期巡回随時Ⅰ 11・日割	187	¥ 192	1212	定期巡回随時Ⅰ 21・日割	273	¥ 280
1122	定期巡回随時Ⅰ 12・日割	334	¥ 342	1222	定期巡回随時Ⅰ 22・日割	427	¥ 437
1132	定期巡回随時Ⅰ 13・日割	555	¥ 567	1232	定期巡回随時Ⅰ 23・日割	652	¥ 666
1142	定期巡回随時Ⅰ 14・日割	703	¥ 718	1242	定期巡回随時Ⅰ 24・日割	804	¥ 821
1152	定期巡回随時Ⅰ 15・日割	850	¥ 868	1252	定期巡回随時Ⅰ 25・日割	974	¥ 995
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)【連携型】							
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合 准看護師の場合(×98%)			
2112	定期巡回随時Ⅱ 1・日割	187	¥ 192	1214	定期巡回随時Ⅰ 21・准看・日割	268	¥ 274
2122	定期巡回随時Ⅱ 2・日割	334	¥ 342	1224	定期巡回随時Ⅰ 22・准看・日割	419	¥ 428
2132	定期巡回随時Ⅱ 3・日割	555	¥ 567	1234	定期巡回随時Ⅰ 23・准看・日割	639	¥ 653
2142	定期巡回随時Ⅱ 4・日割	703	¥ 718	1244	定期巡回随時Ⅰ 24・准看・日割	788	¥ 805
2152	定期巡回随時Ⅱ 5・日割	850	¥ 868	1254	定期巡回随時Ⅰ 25・准看・日割	954	¥ 975
加算	4112	定期巡回同一建物減算1日割				-20	¥ -21
	4114	定期巡回同一建物減算2日割				-30	¥ -31

78 地域密着型 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 地域密着型通所介護							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
1141	地域通所介護21・時減	305	¥ 309	1241	地域通所介護 1 1	415	¥ 421
1142	地域通所介護22・時減	349	¥ 355	1242	地域通所介護 1 2	476	¥ 483
1143	地域通所介護23・時減	395	¥ 401	1243	地域通所介護 1 3	538	¥ 546
1144	地域通所介護24・時減	439	¥ 445	1244	地域通所介護 1 4	598	¥ 607
1145	地域通所介護25・時減	485	¥ 492	1245	地域通所介護 1 5	661	¥ 671
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
1246	地域通所介護 2 1	435	¥ 441	1341	地域通所介護 3 1	655	¥ 665
1247	地域通所介護 2 2	499	¥ 506	1342	地域通所介護 3 2	773	¥ 784
1248	地域通所介護 2 3	564	¥ 572	1343	地域通所介護 3 3	893	¥ 906
1249	地域通所介護 2 4	627	¥ 636	1344	地域通所介護 3 4	1,010	¥ 1,025
1250	地域通所介護 2 5	693	¥ 703	1345	地域通所介護 3 5	1,130	¥ 1,146
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
1346	地域通所介護 4 1	676	¥ 686	1441	地域通所介護 5 1	750	¥ 761
1347	地域通所介護 4 2	798	¥ 810	1442	地域通所介護 5 2	887	¥ 900
1348	地域通所介護 4 3	922	¥ 935	1443	地域通所介護 5 3	1,028	¥ 1,043
1349	地域通所介護 4 4	1,045	¥ 1,060	1444	地域通所介護 5 4	1,168	¥ 1,185
1350	地域通所介護 4 5	1,168	¥ 1,185	1445	地域通所介護 5 5	1,308	¥ 1,327
8 時間以上 9 時間未満							
1446	地域通所介護 6 1	780	¥ 791				
1447	地域通所介護 6 2	922	¥ 935				
1448	地域通所介護 6 3	1,068	¥ 1,083				
1449	地域通所介護 6 4	1,216	¥ 1,233				
1450	地域通所介護 6 5	1,360	¥ 1,379				
ロ 療養通所介護							
1 月につき							
1910	地域療養通所介護					12,691	¥ 12,869
1911	地域療養通所介護・入浴無			入浴介助を行わない場合 (95/100)		12,056	¥ 12,226
1912	地域療養通所介護・過少			月 4 回以下の場合 (70/100)		8,884	¥ 9,008
1912	地域療養通所介護・入浴無・過少			月 4 回以下の場合 (70/100)		8,439	¥ 8,558
契約期間が 1 月に満たない場合 (日割計算用)							
1950	地域療養通所介護・日割					417	¥ 423
1951	地域療養通所介護・入浴無・日割					397	¥ 403
1952	地域療養通所介護・過少・日割					292	¥ 296
1953	地域療養通所介護・入浴無・過少・日割					278	¥ 282

78 地域密着型 通所介護

1 単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
6600	地域通所介護感染症等対応加算 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	1 回につき 所定単位数の	3 %加算
6601	地域通所介護延長サービス加算 1 9 時間以上10 時間未満の場合	50	¥ 51
6602	地域通所介護延長サービス加算 2 10 時間以上11 時間未満の場合	100	¥ 102
6603	地域通所介護延長サービス加算 3 11 時間以上12 時間未満の場合	1 回につき 150	¥ 153
6604	地域通所介護延長サービス加算 4 12 時間以上13 時間未満の場合	200	¥ 203
6605	地域通所介護延長サービス加算 5 13 時間以上14 時間未満の場合	250	¥ 254
6350	地域通所介護生活相談員配置等加算	13	¥ 14
5301	地域通所介護入浴介助加算 I	1 日につき 40	¥ 41
5303	地域通所介護入浴介助加算 II	55	¥ 56
5306	地域通所介護中重度者ケア体制加算	45	¥ 46
4001	地域通所介護生活機能向上連携加算 I	3 月に 1 回を限度 100	¥ 102
4002	地域通所介護生活機能向上連携加算 II 1	1 月につき 200	¥ 203
4003	地域通所介護生活機能向上連携加算 II 2	100	¥ 102
5051	地域通所介護個別機能訓練加算 I 1	1 日につき 56	¥ 57
5053	地域通所介護個別機能訓練加算 I 2	85	¥ 87
5052	地域通所介護個別機能訓練加算 II	20	¥ 21
6338	地域通所介護ADL維持等加算 I	1 月につき 30	¥ 31
6339	地域通所介護ADL維持等加算 II	60	¥ 61
6340	地域通所介護ADL維持等加算 III	3	¥ 3
5305	地域通所介護認知症加算	1 日につき 60	¥ 61
6109	地域通所介護若年性認知症受入加算	60	¥ 61
6116	地域通所介護栄養アセスメント加算	1 月につき 50	¥ 51
5605	地域通所介護栄養改善加算	月 2 回限度 200	¥ 203
6202	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算 I	6 月に 1 回限度 20	¥ 21
6201	認知通所介護口腔栄養スクリーニング加算 II	5	¥ 5
5606	地域通所介護口腔機能向上加算 I	月 2 回限度 150	¥ 153
5608	地域通所介護口腔機能向上加算 II	160	¥ 163
6361	地域通所介護科学的介護推進体制加算	1 月につき 40	¥ 41
5611	地域通所介護同一建物減算	(限度額外) -94	¥ -96
5612	地域通所介護送迎減算	片道につき -47	¥ -48
6099	地域通所介護サービス提供体制加算 I	22	¥ 23
6100	地域通所介護サービス提供体制加算 II	18	¥ 19
6102	地域通所介護サービス提供体制加算 III	6	¥ 6
6113	地域通所介護サービス提供体制加算 III 1	療養通所介護を算定する場合 48	¥ 49
6114	地域通所介護サービス提供体制加算 III 2	24	¥ 25
6108	地域通所介護処遇改善加算 I	所定単位数の	5 9 / 1 0 0 0 加算
6107	地域通所介護処遇改善加算 II	所定単位数の	4 3 / 1 0 0 0 加算
6104	地域通所介護処遇改善加算 III	所定単位数の	2 3 / 1 0 0 0 加算
6105	地域通所介護処遇改善加算 IV	令和4年3月31日まで 所定単位数の	2 3 / 1 0 0 0 の 9 0 % 加算
6106	地域通所介護処遇改善加算 V	算定可能 所定単位数の	2 3 / 1 0 0 0 の 8 0 % 加算
6111	地域通所特定介護処遇改善加算 I	所定単位数の	1 2 / 1 0 0 0 加算
6112	地域通所特定介護処遇改善加算 II	所定単位数の	1 0 / 1 0 0 0 加算
	地域通所介護共生型サービス ~省略~		
8300	地域通所介護令和3年9月30日までの上乗せ分	1 月につき 所定単位数の	1 / 1 0 0 0 加算

72 認知症対応型通所介護

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額	項目コード	サービス内容略称	単 位	金 額
イ 認知症対応型通所介護 I							
(1) 認知症対応型通所介護 (i)							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
1141	認知症通所介護 I i 21・時洞	358	¥ 364	1241	認知症通所介護 I i 11	542	¥ 552
1142	認知症通所介護 I i 22・時洞	394	¥ 401	1242	認知症通所介護 I i 12	596	¥ 607
1143	認知症通所介護 I i 23・時洞	430	¥ 438	1243	認知症通所介護 I i 13	652	¥ 663
1144	認知症通所介護 I i 24・時洞	466	¥ 475	1244	認知症通所介護 I i 14	707	¥ 719
1145	認知症通所介護 I i 25・時洞	502	¥ 511	1245	認知症通所介護 I i 15	761	¥ 774
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
1246	認知症通所介護 I i 21	568	¥ 578	1341	認知症通所介護 I i 31	856	¥ 871
1247	認知症通所介護 I i 22	625	¥ 636	1342	認知症通所介護 I i 32	948	¥ 965
1248	認知症通所介護 I i 23	683	¥ 695	1343	認知症通所介護 I i 33	1,038	¥ 1,056
1249	認知症通所介護 I i 24	740	¥ 753	1344	認知症通所介護 I i 34	1,130	¥ 1,150
1250	認知症通所介護 I i 25	797	¥ 811	1345	認知症通所介護 I i 35	1,223	¥ 1,244
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
1346	認知症通所介護 I i 41	878	¥ 893	1441	認知症通所介護 I i 51	992	¥ 1,009
1347	認知症通所介護 I i 42	972	¥ 989	1442	認知症通所介護 I i 52	1,100	¥ 1,119
1348	認知症通所介護 I i 43	1,064	¥ 1,082	1443	認知症通所介護 I i 53	1,208	¥ 1,229
1349	認知症通所介護 I i 44	1,159	¥ 1,179	1444	認知症通所介護 I i 54	1,316	¥ 1,339
1350	認知症通所介護 I i 45	1,254	¥ 1,276	1445	認知症通所介護 I i 55	1,424	¥ 1,449
8 時間以上 9 時間未満							
1446	認知症通所介護 I i 61	1,024	¥ 1,042				
1447	認知症通所介護 I i 62	1,135	¥ 1,155				
1448	認知症通所介護 I i 63	1,246	¥ 1,268				
1449	認知症通所介護 I i 64	1,359	¥ 1,383				
1450	認知症通所介護 I i 65	1,469	¥ 1,494				

(2) 認知症対応型通所介護 (ii)							
2 時間以上 3 時間未満				3 時間以上 4 時間未満			
2141	認知症通所介護 I ii 21・時洞	324	¥ 330	2241	認知症通所介護 I ii 11	490	¥ 499
2142	認知症通所介護 I ii 22・時洞	356	¥ 362	2242	認知症通所介護 I ii 12	540	¥ 550
2143	認知症通所介護 I ii 23・時洞	389	¥ 396	2243	認知症通所介護 I ii 13	588	¥ 598
2144	認知症通所介護 I ii 24・時洞	421	¥ 428	2244	認知症通所介護 I ii 14	638	¥ 649
2145	認知症通所介護 I ii 25・時洞	453	¥ 461	2245	認知症通所介護 I ii 15	687	¥ 699
4 時間以上 5 時間未満				5 時間以上 6 時間未満			
2246	認知症通所介護 I ii 21	514	¥ 523	2341	認知症通所介護 I ii 31	769	¥ 782
2247	認知症通所介護 I ii 22	565	¥ 575	2342	認知症通所介護 I ii 32	852	¥ 867
2248	認知症通所介護 I ii 23	617	¥ 628	2343	認知症通所介護 I ii 33	934	¥ 950
2249	認知症通所介護 I ii 24	668	¥ 680	2344	認知症通所介護 I ii 34	1,014	¥ 1,032
2250	認知症通所介護 I ii 25	719	¥ 732	2345	認知症通所介護 I ii 35	1,097	¥ 1,116
6 時間以上 7 時間未満				7 時間以上 8 時間未満			
2346	認知症通所介護 I ii 41	788	¥ 802	2441	認知症通所介護 I ii 51	892	¥ 908
2347	認知症通所介護 I ii 42	874	¥ 889	2442	認知症通所介護 I ii 52	987	¥ 1,004
2348	認知症通所介護 I ii 43	958	¥ 975	2443	認知症通所介護 I ii 53	1,084	¥ 1,103
2349	認知症通所介護 I ii 44	1,040	¥ 1,058	2444	認知症通所介護 I ii 54	1,181	¥ 1,201
2350	認知症通所介護 I ii 45	1,125	¥ 1,145	2445	認知症通所介護 I ii 55	1,276	¥ 1,298
8 時間以上 9 時間未満							
2446	認知症通所介護 I ii 61	920	¥ 936				
2447	認知症通所介護 I ii 62	1,018	¥ 1,036				
2448	認知症通所介護 I ii 63	1,118	¥ 1,137				
2449	認知症通所介護 I ii 64	1,219	¥ 1,240				
2450	認知症通所介護 I ii 65	1,318	¥ 1,341				

73 小規模多機能型居宅介護

居宅介護支援
給付管理対象外

1 単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単 位		金 額				
同一建物以外			同一建物に居住する場合					
1111	小規模多機能1 1	10,423	¥ 10,601	1211	小規模多機能2 1	9,391	¥ 9,551	
1121	小規模多機能1 2	15,318	¥ 15,579	1221	小規模多機能2 2	13,802	¥ 14,037	
1131	小規模多機能1 3	22,283	¥ 22,662	1231	小規模多機能2 3	20,076	¥ 20,418	
1141	小規模多機能1 4	24,593	¥ 25,011	1241	小規模多機能2 4	22,158	¥ 22,535	
1151	小規模多機能1 5	27,117	¥ 27,578	1251	小規模多機能2 5	24,433	¥ 24,849	
同一建物居住を算定する場合、支給限度基準額の算定の際、同一建物以外の単位数を算入								
加	6300	小規模多機能型居宅介護初期加算	1日につき	30	¥	31		
	6128	小規模多機能型認知症加算Ⅰ		800	¥	814		
	6129	小規模多機能型認知症加算Ⅱ		500	¥	509		
	6109	小多機能型若年性認知症利用者受入加算	1月につき	800	¥	814		
	6137	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ		900	¥	916		
	6138	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅱ		700	¥	712		
	6141	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅲ		480	¥	489		
	4000	小多機能型看取り連携体制加算	1日につき	64	¥	65		
	4005	小規模多機能型訪問体制強化加算	1月につき	1,000	¥	1,017		
	4010	小多機能型総合マネジメント加算		1,000	¥	1,017		
	4002	小多機能型生活機能向上連携加算Ⅰ		100	¥	102		
	4003	小多機能型生活機能向上連携加算Ⅱ		200	¥	204		
	6201	小多機能型口腔栄養スクリーニング加算	6月に1回限度	20	¥	21		
	6361	小多機能型科学的介護推進体制加算		40	¥	41		
	6099	小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ	1月につき	750	¥	763		
	6100	小多機能型サービス提供体制加算Ⅱ		640	¥	651		
	6103	小多機能型サービス提供体制加算Ⅲ		350	¥	356		
	算	6112	小規模多機能型処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 102/1000加算			
		6110	小規模多機能型処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 74/1000加算			
6104		小規模多機能型処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 41/1000加算				
6106		小規模多機能型処遇改善加算Ⅳ	令和4年3月31日まで 算定可能	所定単位数の 41/1000 の90%加算				
6108		小規模多機能型処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 41/1000 の80%加算				
6118		小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 15/1000加算				
6119		小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 12/1000加算				
8300	小規模多機能型令和3年9月30日までの上乗せ分	1月につき	所定単位数の 1/1000加算					
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)								
同一建物以外			同一建物に居住する場合					
1112	小規模多機能11・日割	343	¥ 349	1212	小規模多機能21・日割	309	¥ 315	
1122	小規模多機能12・日割	504	¥ 513	1222	小規模多機能22・日割	454	¥ 462	
1132	小規模多機能13・日割	733	¥ 746	1232	小規模多機能23・日割	660	¥ 672	
1142	小規模多機能14・日割	809	¥ 823	1242	小規模多機能24・日割	729	¥ 742	
1152	小規模多機能15・日割	892	¥ 908	1252	小規模多機能25・日割	804	¥ 818	

77 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

1 単位単価
10.17円

項目コード		サービス内容略称		単 位		金 額	
同一建物以外				同一建物に居住する場合			
1111	看護小規模 1 1	12,438	¥ 12,700	1211	看護小規模 2 1	11,206	¥ 11,442
1121	看護小規模 1 2	17,403	¥ 17,769	1221	看護小規模 2 2	15,680	¥ 16,010
1131	看護小規模 1 3	24,464	¥ 24,978	1231	看護小規模 2 3	22,042	¥ 22,505
1141	看護小規模 1 4	27,747	¥ 28,330	1241	看護小規模 2 4	25,000	¥ 25,525
1151	看護小規模 1 5	31,386	¥ 32,046	1251	看護小規模 2 5	28,278	¥ 28,872
同一建物居住を算定する場合、支給限度基準額の算定の際、同一建物以外の単位数を算入							
加	6021	看護小規模訪問看護体制減算 1				-925	¥ -941
	6023	看護小規模訪問看護体制減算 2				-925	¥ -941
	6025	看護小規模訪問看護体制減算 3				-925	¥ -941
	6027	看護小規模訪問看護体制減算 4				-1,850	¥ -1,882
	6029	看護小規模訪問看護体制減算 5				-2,914	¥ -2,964
	6001	看護小規模医療訪問看護減算 1			1 月につき	-925	¥ -941
	6003	看護小規模医療訪問看護減算 2		末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算		-925	¥ -941
	6005	看護小規模医療訪問看護減算 3				-925	¥ -941
	6007	看護小規模医療訪問看護減算 4				-1,850	¥ -1,882
	6009	看護小規模医療訪問看護減算 5				-2,914	¥ -2,964
		看護小規模訪問看護特別指示減算	～省略～				
6300	看護小規模初期加算			1 日につき	30	¥ 31	
6128	看護小規模認知症加算 I				800	¥ 814	
6129	看護小規模認知症加算 II			1 月につき	500	¥ 509	
6109	看護小規模若年性認知症利用者受入加算				800	¥ 814	
6116	看護小規模栄養アセスメント加算				50	¥ 51	
5605	看護小規模栄養改善加算			1 月に 2 回限度	200	¥ 204	
6202	看護小規模口腔栄養スクーリング加算 I			6 月に 1 回	20	¥ 21	
6201	看護小規模口腔栄養スクーリング加算 II			限度	5	¥ 5	
5600	看護小規模口腔機能向上加算 I			月 2 回	150	¥ 153	
5606	看護小規模口腔機能向上加算 II			限度	160	¥ 163	
4003	看護小規模退院時共同指導加算			1 回につき	600	¥ 611	
3100	看護小規模緊急時訪問看護加算			(限度額外)	574	¥ 584	
4000	看護小規模特別管理加算 I			(限度額外)	500	¥ 509	
4001	看護小規模特別管理加算 II			(限度額外)	250	¥ 255	
6100	看護小規模ターミナルケア加算			(限度額外) 死亡月	2,000	¥ 2,034	
4014	看護小規模看護体制強化加算 I				3,000	¥ 3,051	
4015	看護小規模看護体制強化加算 II			1 月につき	2,500	¥ 2,543	
4005	看護小規模訪問体制強化加算				1,000	¥ 1,017	
4010	看護小規模総合マネジメント加算			(限度額外)	1,000	¥ 1,017	
6355	看護小規模褥瘡マネジメント加算 I				3	¥ 3	
6356	看護小規模褥瘡マネジメント加算 II				13	¥ 14	
6358	看護小規模排せつ支援加算 I				10	¥ 11	
6359	看護小規模排せつ支援加算 II				15	¥ 16	
6360	看護小規模排せつ支援加算 III			1 月につき	20	¥ 21	
6361	看護小規模科学的介護推進体制加算				40	¥ 41	
6099	看護小規模サービス提供体制加算 I				750	¥ 763	
6111	看護小規模サービス提供体制加算 II				640	¥ 651	
6103	看護小規模サービス提供体制加算 III				350	¥ 356	
6114	看護小規模処遇改善加算 I				所定単位数の 102/1000 加算		
6112	看護小規模処遇改善加算 II				所定単位数の 74/1000 加算		
6104	看護小規模処遇改善加算 III				所定単位数の 41/1000 加算		
6106	看護小規模処遇改善加算 IV			令和 4 年 3 月 31 日まで	所定単位数の 41/1000 の 90% 加算		
6108	看護小規模処遇改善加算 V			算定可能	所定単位数の 41/1000 の 80% 加算		
6118	看護小規模特定処遇改善加算 I				所定単位数の 15/1000 加算		
6119	看護小規模特定処遇改善加算 II				所定単位数の 12/1000 加算		
8300	看護小規模令和 3 年 9 月 30 日までの上乗せ分			1 月につき	所定単位数の 1/1000 加算		
契約期間が 1 月に満たない場合（日割計算用）							
同一建物以外				同一建物に居住する場合			
1112	看護小規模 11・日割	409	¥ 418	1212	看護小規模 21・日割	369	¥ 377
1122	看護小規模 12・日割	572	¥ 585	1222	看護小規模 22・日割	516	¥ 527
1132	看護小規模 13・日割	805	¥ 822	1232	看護小規模 23・日割	725	¥ 741
1142	看護小規模 14・日割	913	¥ 932	1242	看護小規模 24・日割	822	¥ 840
1152	看護小規模 15・日割	1,032	¥ 1,055	1252	看護小規模 25・日割	930	¥ 950

43 居宅介護支援

1 単位単価
10.21円

●初回加算：300単位/月 ￥ 3,063

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

●退院・退所加算

病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人保健施設もしくは介護保険施設（以下「介護保険施設等」）へ入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービス（以下「居宅サービス等」）を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度して所定単位数を算定できる。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ：450単位 ￥ 4,594

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ：600単位 ￥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ：600単位 ￥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ：750単位 ￥ 7,657

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。

ホ 退院・退所加算（Ⅲ）：900単位 ￥ 9,189

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

<様式> 加算算定に伴う様式

退院・退所加算に係る様式例があります。札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページをご参照ください

<参考> 退院・退所加算の構成

	イ	ロ
加算（Ⅰ）	情報収集 1回 450単位	カンファレンス 1回 600単位
加算（Ⅱ）	情報収集 2回 600単位	情報収集 1回 750単位 カンファレンス 1回
加算（Ⅲ）		情報収集 2回 900単位 カンファレンス 1回

※カンファレンスも情報収集として考えます

同加算のカンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされてます。退院時共同指導料2の注3には、

- ・入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、
- ・在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、
- ・保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、
- ・保険薬局の保険薬剤師、
- ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、
- ・介護支援専門員又は相談支援専門員

のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。とあります。

<参考>

Q 「3者以上と共同して指導を行った場合」の「3者」とはどのようにカウントすればよいのか
A 「3者」とは、算定する保険医療機関の関係者を除外したうえでの数。したがって、実際現場に集まるのは4者以上（入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等以外に、在宅療養担当医師等、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等）となる。

これらの要件に十分留意した上で、同加算の算定をされますようお願いいたします。

また、当該医療機関で、多機関共同指導加算を算定されるかどうかも確認するとよいでしょう。

43 居宅介護支援

1 単位単価
10.21円

●通院時情報連携加算 : 50単位/回 (月1回を限度) ￥ 510

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等からの当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

●緊急時等居宅カンファレンス加算 : 200単位/回 (月2回を限度) ￥ 2,042

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

(1) 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日(指導した日が異なる場合は指導日もあわせて)、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。

(2) 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス等の調整を行うなど適切に対応すること。

●ターミナルケアマネジメント加算 : 400単位/月 ￥ 4,084

在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※ 居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の基準

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。

【特定事業所加算 算定要件】	特定事業所加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅲ)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名以上 非常勤1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保しつつ、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

2021.04. Ver.2

令和3年(2021年)3月8日作成

介護給付費単位数等サービスコード表

令和3年(2021年)4月施行
介護サービス、地域密着型サービス版



一般社団法人

札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目 SCビル2F
TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>



※ 本資料についてのお問合せは、当会ホームページよりメールにてお願いいたします。